

会 議 記 録

会議名称	第4回忠類地域住民会議
開催日時	令和3年4月22日(木) 13:30~16:35
開催場所	忠類総合支所2階会議室
出席者	委員長、委員15名中出席者10名、事務局9名、傍聴者0名
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員長あいさつ 3 報告第1号 令和3年度 忠類総合支所の事業等について 4 報告第2号 道の駅・忠類における防災設備及び子育て応援施設について 5 報告第3号 忠類地域学研究会(仮称)開催結果について 6 議案第1号 第8期忠類地域住民会議の検討課題について 7 議案第2号 忠類地域読本編集委員会要綱(案)について 8 その他 使用料・手数料見直しに関する基本方針(案)の概要について 9 閉会
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員長あいさつ 3 報告第1号 令和3年度 忠類総合支所の事業等について →令和2年度の忠類総合支所の主要事業について説明。 4 報告第2号 道の駅・忠類における防災設備及び子育て応援施設について →令和2年度中に帯広開発建設部により整備された設備及び施設について紹介。 5 報告第3号 忠類地域学研究会(仮称)開催結果について →令和3年3月25日(木)開催の会議結果について報告。 6 議案第1号 第8期忠類地域住民会議の検討課題について →今後の住民会議において議題としたい題材について意見交換。 7 議案第2号 忠類地域読本編集委員会要綱(案)について →忠類地域学研究会において提案された要綱(案)について説明。 8 その他 使用料・手数料見直しに関する基本方針(案)の概要について →「基本方針(案)の概要」に基づき、受益者負担の原則による公平性・公正性、使用料・手数料の算定方法、団体・個人別の減免基準の適用範囲、行政区のコミュニティ活動の例外、激変緩和措置、新料金の適用時期について説明。 ・キャンプ場の使用料はどうなるのか?(ほぼ管外者の利用であるのに、無料である。) ～現在無料だが、使用料を徴収する方向で検討中。 ・改正後、町収入はいくらになるのか? ～関連収入の総額で約60,000千円を想定。 ・同一施設の使用料は、利用頻度による差はあるか? ～施設維持管理経費全体を捉え、面積・時間あたりの単価を算出するため、同一の使用料となる。(差はない。) ・PG場の使用料も同じ考えか? ～入退者の把握が困難なPG場、公園、スケートリンク等は基本方針の適用外のため、使用料は徴収しない。ただし、団体利用でPG場を占有するような場合は、使用料を徴収することとなる。 ・ふるさと忠類運動会が学校を利用する場合は? ～確認し、次回会議で報告する。(公区活動なのか、体育関連団体の活動なの

か、町が共催しているかなどで対応が分かれる。)

- ・糸紡ぎグループの展示会等も使用料がかかるのか？

～減免規定に該当しないため、徴収することとなる。

- ・当初、町からこのような活動をしてはどうか？場所を提供するので展示会を開催してはどうか？と依頼されて実施していたもの。

使用料が徴収されるとなると、そもそも会に財源がない。会費徴収は会員の負担。会員減少。会の存続困難。文化団体等の活動停滞。という流れになる。

- ・使用料見直しの問題に限らず、各事業を単独で判断するのではなく、各事業を総括的に、また長期的な視点で、住民会議としてどのような提言としていくのか、次回以降も建設的な意見交換を実施したい。

9 閉会